

仕様書

受託者は、この仕様書に基づき、委託者と協議の上、業務を誠実に実施すること。

- 1 業務名 豊浦地区こども園等機械警備業務
- 2 履行期間 令和7年11月1日から令和10年10月31日まで

契約の方法 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

※この契約は、長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保障されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。また、委託者はそれに伴う損害賠償の責めを負わない。

- 3 業務内容 機械警備による無人化警備

- 4 警備対象施設

施設名	所在地	図面
下関市立川棚こども園	下関市豊浦町大字川棚5281番地	別図1
下関市立黒井こども園	下関市豊浦町大字黒井2159番地1	別図2
下関市立双葉保育園	下関市豊浦町大字宇賀12984番地1	別図3

- 5 業務時間

- (1) 業務時間

ア 基準時間

園舎

平日 18:00～翌日 07:30

休日 07:30～翌日 07:30

川棚子育て支援センター

平日 17:00～翌日 09:00

休日 09:00～翌日 09:00

休日とは、日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日・契約対象物件の休日をいう。ただし、「川棚子育て支援センター」においては、土曜日も休日に含める。

イ 業務時間

基準時間内において、警備対象施設が無人となり、警備業務開始の信号を受けた時から、警備業務解除の信号を受けた時までとする。ただし、委託者のやむを得ない事情により、業務時間の変更を要する場合は、その都度、受託者の警備監視センター（以下「監視センター」という。）に連絡するものとする。

なお、通報装置による業務の実施時間については、別紙２非常通報サービス仕様書のとおりとする。

(2) 業務時間内の取扱い

委託者は、受託者が警備業務を実施中に、警備対象施設の清掃業務、設備点検業務等やむを得ない事情が生じた場合には、臨時に警備対象施設に入場できるものとし、この場合における警備は、委託者の責任において実施するものとする。

6 警備機構

- (1) 警備対象施設に警報設備その他必要な設備（以下「警報設備等」という。）及び警報設備等の正常な作動を監視センターにおいて確認し得る必要な機器を配置し、業務の実施中に警報設備等により感知される異常の有無を、監視センターにおいて自動的に表示される機械設備により受知する。
- (2) 業務実施中、管制担当員は、監視センターに設置された機器表示盤により警備対象施設の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図る。
- (3) 警備対象施設の異常を感知したときは、受知した時から２５分以内に警備員を到着させる。

7 警備責務

(1) 委託者の責務

- ア ガス、電気、水道等の元栓点検及び使用した火気の処理
- イ 重要物品保管庫、窓、出入り口等の施錠
- ウ 業務の開始時ごと及び終了時ごとにおける警報機器のセット及び解除

(2) 受託者の責務

- ア 火災の早期発見並びに関係先への通報及び初期消火
- イ 警備対象施設への侵入者の発見並びに関係先への通報及び侵入者の排除
- ウ 警報設備等の保守点検及び警備実施事項の報告

8 警報設備等

(1) 設置箇所

受託者は、警報設備等の設置前に委託者に対しあらかじめ警報設備等の種類、設置箇所及び維持管理方法を書面で提出し、委託者の承諾を得るものとする。また、これらを変更する場合も同様とする。

下関市立川棚こども園の警備エリアは、「こども園施設」と「川棚子育て支援センター」の2つに分ける。

(2) 警報設備等のセット及び解除

下関市立川棚こども園については、「こども園施設」及び「川棚子育て支援センター」において個別に操作できるようにすること。

(3) 通信回線

ア 機械警備専用の通信回線（以下「警備回線」という。）を設置すること。

イ 警備回線は断線が検知できること。

ウ 警備回線に係る通信費は受託者の負担とする。

(4) 保守点検及び維持管理

ア 設置した警報設備等は、受託者の責任において保守点検を行い、常に正常に機能するよう維持管理すること。

イ 履行期間中の警報設備等の誤作動によって損害が生じた場合は、受託者が負担すること。

ウ 警備対象施設に設置した警報設備等について、委託期間が終了したときは、受託者の負担により、速やかに原状に復すること。ただし、委託者が、軽微なものであると認めた場合は、この限りでない。

9 設置経費

業務に係る機器等の設置経費、機器費、修理、点検等は、受託者の負担とする。

なお、機器の設置、交換、故障等により、警備機構による警備の実施が困難な場合は、巡回警備を行うなど、必要な措置を講ずること。

10 異常時における受託者の処理

異常事態発生が信号が発せられた場合は、直ちに、警備員を現場に急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合にあっては消防署へ、盗難の場合にあっては警察署へ連絡し、併せて委託者に直ちに連絡し、協力して事態の処理に当たること。

1 1 非常通報サービスについて

別紙 2 非常通報サービス仕様書のとおり

1 2 警備対象施設の鍵の貸与

警備対象施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

- (1) 業務遂行上必要とする施設の鍵については、これを貸与する。
- (2) 貸与した施設の鍵は、これを複製しないこと。
- (3) この契約の終了時には、貸与した施設の鍵を返還すること。

1 3 提出書類

受託者は、委託者と十分に協議の上、次に掲げる書類を作成し、提出時期のとおり提出しなければならない。

No.	提出書類	内 容	提出時期
1	警備月報	警備状況	翌月 5 日まで（ただし、最終月については当該月の末日までに）
2	異常事態発生報告書	異常事態発生通報の原因	発生後、速やかに
3	事故報告書	事故発生状況、内容、その対応方法及びその他必要事項	発生後、速やかに

1 4 損害賠償責任

損害の補償及び免責事項については、次のとおりとする。

(1) 補償事項

ア 委託期間中に受託者及び受託者の警備員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）については、受託者が補償すること。

損害に対する補償額は 1 事故につき対人補償、対物補償合わせて 1 0 億円を限度とする。

イ 委託期間中に警備員が被った損害については、受託者が補償すること。

(2) 免責事項

ア 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害

イ 警報機器が正常に作動したにもかかわらず、受託者の責に帰することのできない事由で通信回線により送信が行われない状態にあったために生じた一切の損害

ウ 委託者の責に帰すべき事由により警報機器が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害

1 5 委託料の支払い

委託料は月払いとする。ただし、委託料を分割するにあたり 1 円未満の端数が発生した場合は、その端数は初回に支払う委託料の額に含めるものとする。

1 6 環境に関する配慮事項

別記 1 「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

1 7 下関市暴力団排除条例による措置

別記 2 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

1 8 その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項が発生した場合は、委託者と協議の上決定し、責任を持って対処すること。
- (2) 業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (3) 警備員は、受託者の指定する制服を着用すること。